平成２５年（フ）第５８３号
岡山市南区浜野２丁目５番10号
債務者　株式会社コノア
代表者代表取締役　御船　　功
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　智幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前11時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２号
京都府宮津市字溝尻499番地の１
債務者　有限会社井上建築
代表者代表取締役　井上　　功
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月28日午後２時
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第２１９０号
札幌市中央区北９条西18丁目35番地89
債務者　財団法人青少年野外教育財団
代表者理事　小野寺　蔵
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　和真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０６５号
名古屋市中川区中郷３丁目105番地
債務者　株式会社エスプレス
代表者代表取締役　佐々木優一
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１０２５号
東京都小平市学園西町１丁目32番10号ヴィラフローラ一橋102号
債務者　大和田美沙恵
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　　充
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９８号
神奈川県横須賀市池上７丁目13番１―402号
債務者　河村　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　正
4　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月24日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４９６号
静岡県御前崎市白羽4162番地の15
債務者　堀川　　豊
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　雅大
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２７号
川崎市宮前区土橋６丁目15番地１　宮前平パームハウスＡ―502
債務者　佐藤　智博
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿　琢生
4　破産債権の届出期間　平成25年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月30日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６５７号
熊本市東区戸島西１丁目19番30号
債務者　野田康一郎
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　洋平
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月４日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８６号
北海道河東郡音更町新通12丁目５番地７
債務者　重村　博昭
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　茂雄
4　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
相模原市緑区千木良1195番地４
債務者　楢島　　薫
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前場　俊文
4　破産債権の届出期間　平成25年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１３９号
佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙2092番地１
債務者　秀島　妙子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　圷　　悠樹
4　破産債権の届出期間　平成26年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月12日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１４１号
佐賀県西松浦郡有田町中樽３丁目４番18号
債務者　松田美代子
1　決定年月日時　平成25年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　　中
4　破産債権の届出期間　平成26年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月12日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２０８６号
横浜市神奈川区西寺尾４―24―２　ヒルズ寺尾２―309、住民票上の住所横浜市鶴見区生麦５丁目９番17号
債務者　小林　政美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月19日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８７号
横浜市神奈川区西寺尾４―24―２　ヒルズ寺尾２―309、住民票上の住所横浜市鶴見区生麦５丁目９番17号
債務者　小林　真弓
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成25年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月19日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部